

第3章

地域活性化の推進

第1節 地域未来戦略の推進に向けた取組

平成26年に「地方創生」を開始して以降、急速な少子高齢化や人口減少に対応し、東京圏への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地域における就業機会の創出、出産・子育て支援、生活必需サービスの維持・確保、移住支援等、全国各地で地方創生に向けた様々な取組が行われてきた。

しかし、人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至っていない。また、我が国全体にとって地方部の経済成長が重要である一方で、地方部では人口減少に伴う消費の減少を通

じて地域経済の縮小が懸念されている。

そのため、政府としては、「地域未来戦略」を推進し、地方が持つ伸び代をいかすことで、国民の暮らしと安全を守り、地方に活力を取り戻すため、これまでの地方創生の取組に加えて、「強い経済」の実現に重点を置いて、世界をリードする成長分野のクラスター、地域発のクラスターを全国各地に形成して、地方から日本を成長軌道に押し上げていくこととされている。国土交通省としても、従来からの地方創生の取組に加え、「地域未来戦略」の推進に向け、施策の推進・充実を図る。

Ⅱ

第3章

地域活性化の推進

第2節 地域活性化を支える施策の推進

1 地域や民間の自主性・裁量性を高めるための取組

(1) 地方における地方創生・地域活性化の取組支援

令和7年度補正予算において「地域未来交付金」が創設され、1,000億円が計上された。8年度予算においても1,600億円が計上されている。本交付金は、従来の地方創生に資する取組のみならず、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することにつながるような取組等を支援することとされている。

国土交通省としても、地方公共団体に対し、本交付金を活用した案件形成の支援や、事業実

施における伴走支援を行うなど、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく独自の取組を後押ししている。

そのほか、地域の発展及び持続可能性の向上を図ることを目的に、創意工夫を活かした自主的な優れた地域づくり活動に対し、各団体と協働し「地域づくり表彰（国土交通大臣賞等）」を昭和59年度より実施している。42回目となる令和7年度は、全国より32件の推薦があり、計10件を表彰した。

また、全国各地の個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組を一層推進するため、社会インフラと関わりのある地域活性化の取組を「手づ



【関連リンク】

網走市・塩尻市・今治市の地域づくり3団体が「国土交通大臣賞」を受賞
～「新時代に地域力をつなぐ国土」を体現する10団体を令和7年度「地域づくり表彰」受賞団体に決定～
URL：<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001969364.pdf>

II

第3章

地域活性化の推進

くり郷土賞（国土交通大臣表彰）」として昭和61年度より表彰している。40回目となる令和7年度は10件（一般部門10件）が同賞を受賞した。

（2）民間のノウハウ・資金の活用促進

地域に民間投資を呼び込み、地域活性化を図るため、国土交通大臣認定を受けた優良な民間都市開発事業等に対し、一般財団法人民間都市開発推進機構による出資等の支援を行った。あわせて、同機構が地域金融機関や地方公共団体等との間で設立するまちづくりファンドを通じて、一定のエリア内において連鎖的に行われるリノベーション事業、クラウドファンディングや寄付（ふるさと納税含む）を活用した事業を出資等により支援した。

また、まちの魅力・活力の維持・向上を通じた地域参加型の持続可能なまちづくりの実現と定着を図るため、先進的に民間まちづくり活動を行う団体が、活動を行う中で一定の収益を継続的に得ることができるノウハウ等を、これから活動に取り組もうとする他団体に水平展開するための普及啓発や、官民連携によるエリアマネジメント活動等、エリア価値向上の取組をより一層推進するため先進的な取組等に対する支援を行った。

さらに、まちなかにおける道路、公園、広場、沿道建物等の官民空間の一体的な利活用等による「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進するため、「都市再生特別措置法」等に基づき、引き続き法律・予算・税制のパッケージで支援した。

加えて、首都高速道路日本橋地区の地下化の取組では、老朽化対策のみならず、その機能向上を図るとともに、日本橋川周辺の水辺空間の再生や都心のビジネス拠点の整備等の民間再開発プロジェクトと連携している。あわせて、地域の賑わい・交流の場の創出や道路の質の維持・向上を図るため、立体道路制度等を活用した官民連携による取組を推進している。

（3）スモールコンセッションの推進

スモールコンセッション^{注1}の推進のため、官学等が多様な関係者が参加・連携する「スモールコンセッションプラットフォーム」において、スモールコンセッションの機運醸成・理解促進のためのイベント等の開催や、課題の共有や解決策の検討を行うワーキンググループの設置等を通じて、全国的な普及・啓発を図った。

また、地方公共団体におけるスモールコンセッションの形成を推進するため、プロジェクトの構想の策定を支援する専門家の派遣を行った。



【関連リンク】

国土交通省「地域づくり表彰」ウェブサイト

URL : https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html



【関連リンク】

手づくり郷土賞

URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tedukuri/index.html>



【関連リンク】

官民連携まちづくりポータルサイト

URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html



【関連リンク】

スモールコンセッションプラットフォーム

URL : <https://www.mlit.go.jp/smcn/>

注1 廃校等の空き施設や地方公共団体が所有する古民家等の空き家の活用について、民間事業者の創意工夫を最大限にいかした小規模なPPP／PFI事業を行うことにより、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

2 コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた総合的取組

都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする都市の周辺等の交通ネットワーク形成は、居住や都市機能の集積を図ることにより、住民の生活利便性の維持・向上、サービス産業の生産性の向上等による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減等の具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段であり、中長期的な視野をもって継続的に取り組む必要がある。

コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた市町村の取組を促進するため、経済的インセンティブによって居住と都市機能の立地誘導を進める「立地適正化計画制度」を創設した。令和7年12月末時点において、立地適正化計画の作成については、947市町村が具体的な取組を行っており、そのうち、650市町村が立地適正化計画を作成・公表済みとなった。地域公共交通計画については、7年度末において、1,244件が公表済みとなった。

また、こうした市町村の取組が、医療・福祉、住宅、公共施設再編、国公有財産の最適利用等のまちづくりに関わる様々な関係施策との連携による総合的な取組として推進されるよう、関係府省庁で構成する「コンパクト・プラス・ネットワーク形成支援チーム」（事務局：国土交通省）を通じ、現場ニーズに即した支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の「見える化」等に取り組んでいる。

さらに、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、災害ハザードエリアからの移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化を進めるとともに、まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成し、そのような公共交通軸で結ばれる拠点内の回遊性や滞在快適性を向上させ、持続可能な多極連携型のまちづくりの取組を推進していく。

3 地域特性を活かしたまちづくり・基盤整備

（1）民間投資誘発効果の高い都市計画道路の緊急整備

市街地における都市計画道路の整備は、沿道の建替え等を誘発することで、都市再生に大きな役割を果たしている。このため、残りわずかな用地買収が事業進捗の隘路となっている路線について、地方公共団体（事業主体）が一定期間内の完了を公表する取組（完了期間宣言路線（令和7年4月現在55事業主体132路線））を通じ、事業効果の早期発現に努めている。

（2）交通結節点の整備

鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点に

は、様々な交通施設が集中し、大勢の人が集まるため、都市再生の核として高い利便性と可能性を有する。

このため、品川駅や神戸三宮駅、虎ノ門ヒルズ駅等の交通結節点及びその周辺において、直轄道路事業、又は社会資本整備総合交付金や国際競争拠点都市整備事業、都市・地域交通戦略推進事業、鉄道駅総合改善事業等の活用により、交通機関相互の乗換え利便性の向上や鉄道等により分断された市街地の一体化、駅機能の改善等を実施し、都市交通の円滑化や交通拠点としての機能強化等を推進している。



【関連リンク】
品川駅西口駅前広場の将来イメージ
URL：<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00018.html>

(3) 交通モード間の接続（モダルコネクト）の強化

バスタ新宿をはじめとする集約型公共交通ターミナル『バスタプロジェクト』について、官民連携を強化しながら戦略的に展開して、多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人とモノの流れの促進や生産性の向上、地域の活性化や災害対応の強化等のため、バスを中心とした交通モード間の接続（モダルコネクト）の強化を推進している。

また、バスタ整備の推進に向け、令和2年に道路法を改正し、運送事業者専用の停留施設（特定車両停留施設）を道路附属物に位置付けるとともに、施設運営に民間のノウハウを導入するコンセッションの活用を可能とした。

令和7年度は、品川駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅をはじめとする全国7か所で事業を推進するとともに、15か所で交通拠点における機能強化の必要性等の調査を推進した。

このほか、カーシェアリングやシェアサイクルといった新たな交通モードについて、道路空間を有効活用しながら、公共交通との連携を強化させる取組を推進している。東京都や大阪府においては、駅周辺にカーシェアリングステーション等を設置し、公共交通の利用促進の可能性を検証する社会実験を実施している。今後は、この社会実験の結果を踏まえながら、道路空間の有効活用による道路利用者の利便性向上に向けた検討を進めていく。

(4) 企業立地を呼び込む広域的な基盤整備等

各地域が国際競争力の高い成長型産業を呼び込み集積させることは、東アジアにおける競争・連携及び地域活性化の観点から大きな効果がある。このため、空港、港湾、鉄道や高規格道路ネットワーク、半導体等の大規模な生産拠点整備を支える周辺インフラ、地域の産業立地

促進に必要な整備等、地域の特色ある取組のために真に必要なインフラへの集中投資を、全国のニーズを総合的に勘案しながら行い、地域の雇用拡大・経済の活性化を支える施策を推進している。

①空港整備

国内外の各地を結ぶ航空ネットワークは、地域における観光振興や企業の経済活動を支え、地域活性化に大きな効果がある。アジア等の世界経済の成長を我が国に取り込み、経済成長の呼び水となる役割が航空に期待される中、我が国全体の国際競争力や空港後背地域の地域競争力強化のため、国際貨物輸送の拠点機能向上や空港ターミナル地域再編による利便性向上等を図っている。

②港湾整備

四方を海に囲まれている我が国においては、海外との貿易の大部分を海上輸送が担っており、国内においても、地域間の物流・交流等に海上輸送が重要な役割を担っている。こうした中で、港湾インフラは海外との貿易の玄関口であるとともに、企業活動の場として日本の産業を支えている。物流効率化等による我が国の産業の国際競争力の強化、雇用と所得の維持・創出を図るため、地域の基幹産業を支える港湾において、国際物流ターミナルの整備等を行っている。

③鉄道整備

全国に張り巡らされた幹線鉄道網は、旅客・貨物輸送の大動脈としてブロック間・地域間の交流を促進するとともに、産業立地を促し、地域経済を活性化させることで、地域の暮らしに活力を与えている。特に全国一元的なサービスを提供する貨物鉄道輸送は、ネット・ゼロの実



【関連リンク】
バスタプロジェクト
URL : <https://www.mlit.go.jp/road/busterminal/>

現やトラックドライバー不足の中で、環境に優しく効率の高い大量輸送手段として大きな役割が期待されている。

④道路整備

迅速かつ円滑な物流の実現等により国際競争力を強化するとともに、地域活性化の観点から高規格道路等の幹線道路ネットワークの形成を進めている。

(5) 地域に密着した各種事業・制度の推進

①道の駅

「道の駅」は道路の沿線にあり、駐車場、トイレ等の「休憩機能」、道路情報や地域情報の「情報発信機能」、地域と道路利用者や地域間の交流を促進する「地域の連携機能」の3つを併せ持つ施設で、令和8年3月末時点1,231駅が登録されている。

近年、地元の名物や観光資源を活かして、多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済の活性化、住民サービスの向上にも貢献するなど、全国各地で「道の駅」を地域活性化の拠点とするだけでなく、災害時の防災拠点としての活用や子育て応援施設の整備等の取組も進展している。「地方創生・観光を加速する拠点」及び「ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献」というコンセプトの実現に向けて、「まち」と「道の駅」が一体で戦略的に連携する取組を推進していく^{注2}。

②高速道路の休憩施設の活用による拠点の作成

高速道路利用者だけの使用を前提とした「高速道路の休憩施設」は、近年、ウェルカムゲートやハイウェイオアシス等により、沿道地域への開放による地域活性化が図られており、その

促進のため、関係機関が連携の上、進捗状況に応じた支援を実施している。

③官民連携による道路管理の充実

道路の管理は、これまでも地域の方々と協働しながらボランティア・サポート・プログラム（VSP）等により民間団体等の協力を得て進めている。さらに「道路法」により指定された道路協力団体は、地域の魅力向上のための道路の美化活動やイベント等を実施し、オープンカフェ等の収益活動により、道路管理の充実に図っている。なお、道路協力団体が行う道路に関する工事や道路占用の手続について、業務内容の範囲において柔軟化しており、令和8年3月末までに直轄国道において42団体を指定している。

④「かわまちづくり」支援制度

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」計画を作成し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を推進している。令和7年8月末までに303か所が「かわまちづくり」支援制度に登録している。

⑤地域住民等の参加による地域特性に応じた河川管理

河川環境に関する専門的知識や豊かな川づくりに熱意を有する人を河川環境保全モニターとして委嘱し、河川環境の保全、創出及び秩序ある利用のための啓発活動等をきめ細かく行っている。



【関連リンク】

道の駅

URL : <https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/index.html>

注2 令和元年の『「道の駅」第3ステージの提言』に示されたもので、令和2年から「道の駅」第3ステージとして位置付けている。

II

第3章

地域活性化の推進

また、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を有する人を河川愛護モニターとして委嘱し、河川へのごみの不法投棄や河川施設の異常といった河川管理に関する情報の把握及び河川管理者への連絡や河川愛護思想の普及啓発に努めている。

⑥海岸における地域の特色を活かした取組への支援

海岸利用を活性化し、観光資源としての魅力を向上させることを目的に、砂浜確保のための養浜や海岸保全施設等の整備を行う海岸環境整備事業の支援を行っている。海岸保全に資する清掃、植栽、希少な動植物の保護、防災・環境教育等の様々な活動を自発的に行う法人・団体を海岸協力団体に指定することにより、地域との連携強化を図り、地域の実情に応じた海岸管理の充実を推進しており、令和7年6月時点で25団体が指定されている。

⑦港湾を核とした地域振興

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設を国土交通省港湾局長が申請に基づき「みなとオアシス」として登録している（令和8年3月31日時点、170か所）。

「みなとオアシス」は、「みなとオアシス全国協議会」等が主催する「みなとオアシスSea級グルメ全国大会」等の様々な活動を通じ、地域の賑わい創出に寄与している。

近年では、クルーズ船寄港時のおもてなし等、港湾の多様化するニーズに対応するため、官民連携による港湾の管理等を促進するなどの目的で、港湾管理者が適正な民間団体等を指定する「港湾協力団体」制度を活用し、みなとを核とした地域の更なる活性化を図ることとしている（令和8年3月31日時点、45団体）。

また、令和4年12月には、港湾緑地等において収益施設の整備とそこから得られる収益を還元して緑地等のリニューアルを行う民間事業者に対し、緑地等の貸付けを可能とする港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）を創設し、官民連携によるみなとの賑わい空間を創出することとしており、8年3月31日時点で6件認定されている。

⑧プレジャーボートの利用振興

ボートの利用振興や市場拡大を目的に、既存のマリーナや漁港等の施設を活用して、誰でも、気軽に、安心して楽しめる施設として「海の駅」の設置を推進しており、令和8年3月末時点で179駅が登録されている。

（6）地籍整備の積極的な推進

災害後の迅速な復旧・復興、インフラ整備の円滑化等に資する地籍整備を円滑かつ迅速に推進するため、「第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月26日閣議決定）」に基づき、地籍調査を行う市町村等への財政支援のほか、新たな調査手続や効率的な調査手法の活用促進、国が実施する基本調査による先進的・効率的な調査手法の事例の蓄積・普及、地籍調査以外の



【関連リンク】
「みなとオアシス」の概要
URL : https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk1_000001.html



【関連リンク】
「みなと緑地PPP」の概要
URL : https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000061_2.html



【関連リンク】
海の駅
URL : <https://www.umi-eki.jp/>

測量成果の活用を推進している。

また、能登半島地震に伴う液状化被害により、地盤が水平方向に移動する「側方流動」が生じた結果、土地境界と現況にずれが生じており、住宅再建や土地取引に支障を生じうるといった課題につながることを懸念されている。このため、令和7年9月には、国・関係自治体等で構成するプロジェクトチームにおいて「土地境界再確定加速化プラン」を策定し、地籍調査事業による境界再確定に向けた調査を最短で

8年度中に完了することを目指して、関係者と連携して被災市町の地籍調査事業の支援に取り組んでいる。

(7) 大深度地下の利用

東京メトロ南北線延伸（品川・白金高輪間）に係る大深度地下空間の利用調整を行うための大深度地下使用協議会を開催したほか、近畿圏における大深度地下空間の利用状況に関する情報の提供に向けた環境を整備した。

4 広域圏の自立・活性化と地域・国土づくり

(1) 新時代に地域力をつなぐ国土・地域づくり

①広域的地域活性化のための基盤整備の推進

自立的な広域圏の形成に向け、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化を図るため、令和7年度においては、40府県が、2～4府県ごとに協働して35の共通目標を掲げ、のべ83の府県別の広域的地域活性化基盤整備計画を作成しており、同計画に基づくハード・ソフト事業に対して、交付金を交付した。

②官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業

官民が連携して策定した広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、令和7年度においては、地方公共団体が行う概略設計やPPP/PFI導入可能性検討といった事業化に向けた検討に対して、16件の支援を行った。

③連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成

地方圏の政令指定都市・中核市等を中心とする一定規模以上の人口・経済を擁する都市圏においては、経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上の実現を目指す「連携中枢都市圏」の形成を促進しており、令和7年4月1日時点で合わせて38圏域が形成されている。国土交通省では、地域公共交通確保維持改善事業等について、連携中枢都市圏で策定された都市圏ビジョンに基づき実施される事業に対して一定程度配慮するなどの支援を行っている。

(2) 地域の拠点形成の促進等

「多極分散型国土形成促進法」に基づく業務核都市において、引き続き、業務施設の立地や諸機能の集積の核として円滑に整備が実施されるよう、必要な協力を行っている。さらに、「関西文化学術研究都市建設促進法」等に基づき、世界トップクラスの研究開発型イノベーション拠点の形成を目指すため、地元関係機関等と連携し、関西文化学術研究都市の建設を推進している。特に令和7年度においては、地元関係機



【関連リンク】
大深度地下利用
URL : <https://www.mlit.go.jp/toshi/daisindo/index.html>

関や地元自治体、関係省庁等による検討体制の下、8年度からの10年間のビジョンである「け

いはんな学研都市 第5期ステージプラン～ポスト万博シティけいはんな～」が策定された。

5 地域の連携・交流の促進

(1) 地域を支える生活幹線ネットワークの形成

医療や教育等の都市機能を有する中心地域への安全で快適な移動を実現するため、日常の暮らしを支える道路網の整備や現道拡幅等による隘路の解消を支援している。また、合併市町村の一体化を促進するため、合併市町村内の中心地や公共施設等の拠点を結ぶ道路、橋梁等の整備について、社会資本整備総合交付金等により推進している。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

高規格道路等の整備による広域的な交流・連携軸の形成、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための住宅・宅地供給、交流の拠点となる港湾の整備等を実施している。

(3) 二地域居住の促進

二地域居住を促進するための「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が、令和6年11月に施行された。これを基に、市区町村による「特定居住促進計画」の策定を後押しするとともに、二地域居住者と地域をつなぐ「特定居住支援法人」の育成・確保等を進めている。また、二地域居住の促進に必要な「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に係る環境整備を支援するとともに、モデルとなる取組への支援・横展開を行っている。

る。さらに、地域や多様な民間事業者から構成される「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」では、更なる課題の解決に向けた具体的方策に関する議論のほか、官民連携を促すマッチングイベント等を行っている。

(4) 図柄ナンバーの導入について

地域・観光振興の促進を目的に「走る広告塔」として、平成30年10月に導入した図柄ナンバープレート（地方版）について、令和7年5月に新たに第4弾として5地域で交付を開始した。地方版の導入要件の緩和、新たなモノトーン基調の全国版の導入、既存の地方版及び全国版のフルカラーへの一本化、寄付金の使途の見直し等を柱とする「図柄入りナンバープレート等に関する検討会」の中間取りまとめを同年6月に行った。

大阪・関西万博特別仕様ナンバープレートについて、令和7年12月に交付を終了し、累計約21万件的申込みがなされた。また、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）特別仕様ナンバープレートについては、「GREEN×EXPO 2027」の開催機運の醸成を図ることを目的に、7年7月から全国で交付を開始した。申込時には寄付が可能であり、集まった寄付金はGREEN×EXPO 2027の開催に関連した交通サービスの充実等に充てられる予定である。

図表Ⅱ-3-2-1 GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレート



(2027年国際園芸博覧会ロゴマーク)



(フルカラー)



(モノトーン)

6 地域の移動手段の確保

(1) 地域の生活交通の確保・維持・改善

地域交通は買い物、医療、教育といった日常生活に不可欠なサービスを支えているほか、インバウンドの地方誘客を促す観点からも大変重要であり、まさに「地方の「暮らし」と「安全」を守る基盤」である。

このため、地域公共交通確保維持改善事業において、多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備、バリアフリー化等、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援している。

また、全国各地における喫緊の課題である「交通空白」を解消するため、国土交通省「交通空白」解消本部において、令和7年5月に定められた「「交通空白」解消に向けた取組方針2025」に基づき、地方運輸局等による自治体や交通事業者に対する伴走支援や、パイロット・プロジェクトの推進、民間企業の技術やノウハウを生かした連携の推進といった国による総合的な後押しにより、「地域の足」「観光の足」の確保を強力に進めた。

(2) 地域バス路線への補助

地域の需要規模や人口特性に応じた最適な生活交通ネットワークの確保・維持が可能となる

よう、地域をまたがる地域間幹線バスや地域内のバス交通・デマンド交通等の運行に対する支援を実施するとともに、バス車両の更新への支援を引き続き行う。また、キャッシュレス化の推進等、バス事業者におけるDX化等の経営効率化・経営力強化を図る取組等に対して支援を行い、利便性・生産性・持続可能性が向上する形で地域交通の再構築を促進した。

(3) 地域の自家用車・ドライバーの活用

地域交通における「担い手」や「移動の足」不足への対応のため、地域の自家用車・ドライバーを活用した日本版ライドシェアを令和5年度に創設した。また、雨天・酷暑、イベント関係時における時期・時間帯や車両数の拡大のほか、地方部においては電話・現金支払いによる利用を可能とする等、地域の実情やニーズを踏まえ、累次のバージョンアップを行った。

これにより、令和5年と導入後の6年以降の配車アプリのマッチング率を月ごとに比較すると、多くの時間帯で大幅に改善された。

また、タクシー事業者以外の者であるバス・鉄道事業者による日本版ライドシェア事業のありかたに関して、ドライバー・車両等の安全・安心の確保の観点から課題の有無を確認するためのトライアルを行っている。



【関連リンク】
地域の関係者による連携・協働のカタログ
URL: <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001745860.pdf>



【関連リンク】
地域のモビリティ確保支援
URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000001.html



【関連リンク】
総合交通メールマガジン
URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000005.html



【関連リンク】
地域公共交通確保維持改善事業
URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

(4) 地域鉄道の活性化、安全確保等への支援

中小民鉄や第三セクターが運営する地域鉄道は、通勤や通学の足として沿線住民の暮らしを支えるとともに、観光等地域間の交流を支える基幹的な公共交通として、重要な役割を果たしているが、その経営は極めて厳しい状況にある。このため、鉄道施設総合安全対策事業費補助や地域公共交通確保維持改善事業等及び税制特例により、安全設備の整備等に対して支援している。

(5) 地方航空路線の維持・活性化

地域航空を持続可能なものとするため、国土交通省では有識者からなる研究会等において検討を行い、その結果、令和元年10月に九州の地域航空3社（天草エアライン、オリエンタルエアブリッジ、日本エアコミューター）及び大手航空2社（全日本空輸、日本航空）が「地域航空サービスアライアンス有限責任事業組合」を設立し、様々な協業の取組を進めた。5年10月には上記5社が同組合を発展させ、新たに「地域航空サービスアライアンス協議会」（EAS Alliance）を設立し、地域航空における協業が一層効果的なものとなるよう取り組んで

いる。

(6) 離島との交通への支援

離島航路は、離島住民が日常生活を行う上で必要不可欠な交通手段である。令和6年度は276航路で輸送人員需要は39百万人（ここ5年で約5%減少）となっているが、その多くは本土より深刻な人口減少、高齢化により、航路の運営は極めて厳しい状況である。このため、唯一かつ赤字が見込まれる航路に対し、地域公共交通確保維持改善事業により、運営費への補助、離島住民向け運賃割引への補助、運航効率のよい船舶建造への補助を行っている（8年3月末現在の補助対象航路：127航路）。

離島航空路については、地域の医療の確保をはじめ、離島の生活を支えるのに欠かせない交通手段であることから、安定的な輸送の確保を図るため、離島に就航する航空運送事業者に対して、総合的な支援（予算：機体購入費補助、運航費補助等 公租公課：着陸料の軽減、航空機燃料税の軽減措置等）を講じている。なお、令和7年度の離島航空路線の数は62路線、うち国庫補助対象は20路線となっている。

第3節 民間都市開発等の推進

1 民間都市開発の推進

(1) 特定都市再生緊急整備地域制度等による民間都市開発の推進

都市の再生の拠点として都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、全国55地域（令和8年3月末時点）が「都市再生緊急整備地域」に政令指定され、各地域で様々な都市開発事業が着々と進行している。また、昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長をけん引する大都市について、官民が連携して市街

地の整備を強力に推進し、海外から企業・人等と呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することが、重要な課題になっている。このため、特に都市の国際競争力の強化を図る地域として、15地域（8年3月末時点）が「特定都市再生緊急整備地域」に政令指定され、多くの地域において、官民連携による協議会により整備計画が作成されている。整備計画に基づき、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備を重点的かつ集中的に支援する補助制度として、国際競争拠点都市整備事業を設

けている。

(2) 都市再生事業に対する支援措置の適用状況

①都市再生特別地区の都市計画決定

既存の用途地域等に基づく規制を適用除外とした上で、自由度の高い新たな都市計画を定める「都市再生特別地区」は、令和7年12月末現在で135地区の都市計画決定がなされ、うち96地区が民間事業者等の提案によるものとなっている。

②民間都市再生事業計画の認定

国土交通大臣認定（令和8年3月末現在176件）を受けた民間都市再生事業計画については、一般財団法人民間都市開発推進機構による

金融支援（メザニン支援事業）や税制上の特例措置が講じられている。

(3) 大街区化の推進

我が国の主要都市中心部の多くは、戦災復興土地区画整理事業等により街区が形成されており、現在の土地利用や交通基盤、防災機能に対するニーズ等に対して、街区の規模や区画道路の構造が十分には対応できていない。大都市の国際競争力の強化や地方都市の活性化、今日の土地利用ニーズを踏まえた土地の有効高度利用等を図るため、複数の街区に細分化された土地を集約し、敷地の一体的利用と公共施設の再編を推進している。

第4節 特定地域振興対策の推進

1 豪雪地帯対策

豪雪地帯は、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき、全国で532市町村が指定され、国土の51%に及ぶ広大な面積を占めており、毎年の恒常的な降積雪によって住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。このため、同法及び「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、交通の確保、生活環境・国土保全関連施設の整

備、除排雪の担い手の確保及び親雪・利雪の取組の促進等の対策を推進している。特に、除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金」により、将来を見据えた戦略的な方針の策定と持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援している。

2 離島振興

「離島振興法」に基づき、都道府県が策定した離島振興計画による離島振興事業を支援するため、公共事業予算の一括計上に加え、「離島活性化交付金」により、離島における産業の育成

による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等の取組への支援を行っている。また、「離島広域活性化事業」により、移住者受入れのための空き家の改修、シェアオ



【関連リンク】
都市再生緊急整備地域
URL : https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/kinkyuseibi_list/index.html



【関連リンク】
民間都市再生事業計画に係る支援措置
URL : https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000016.html

II

第3章

地域活性化の推進

フィスや交流施設の整備、安全な定住環境のための避難施設の整備等への支援を行っている。加えて、地方公共団体や民間企業等が連携する「スマートアイランド推進プラットフォーム」を通じて、ICTやドローン等の新技術を離島

の課題解決に役立てる「スマートアイランド」の実現に向けて取り組んでいるほか、離島と都市との交流事業「アイランダー」を開催している。

3 奄美群島・小笠原諸島の振興開発

世界自然遺産に登録された自然環境をはじめとする様々な魅力を有する奄美群島や小笠原諸島について、令和6年に延長・改正された「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づき、両地域の自立的で

持続可能な発展や移住・定住の促進を図るため、社会資本整備や、地域の特性に応じた産業振興、環境保全及び観光・交流促進等の取組を支援している。

4 半島振興

令和7年3月に延長・改正した「半島振興法」に基づき、道府県が作成した半島振興計画による半島振興施策を支援するため、半島振興対策実施地域（7年4月現在23地域（22道府県194市町村））を対象として、「半島振興広域連携促進事業」により、半島地域における資源や特性を活かした交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化に資する取組への補助を

行っている。

また、半島への誘客促進、半島製品の認知度向上、販路拡大等のための官民連携体制構築に必要な実証調査を行うとともに、「半島税制」による産業の振興等や、半島循環道路等の整備を図っている。さらに、半島振興対策実施地域の振興を図るための半島振興基本方針を令和7年7月2日に初めて策定した。

第5節 北海道総合開発の推進

1 北海道総合開発計画の推進

（1）北海道総合開発計画について

我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与するため、明治2年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、積極的に北海道開発を推進してきた。

「第9期北海道総合開発計画」では、新型コロナウイルス感染症の拡大や2050年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開、さらにはウクライナ情勢等を背景とした食料安全保障問題の顕在化等、我が国を取り巻く状況の変化を受け、北海道が我が国に貢献するための土台を

固め、北海道の価値を更に高めていくこととしている。

（2）第9期北海道総合開発計画の推進

第9期北海道総合開発計画は、次に掲げる2つの目標達成に向け、官民共創の取組等を通じた諸施策を進めている。

①我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道
他で代替できない北海道の価値を最大化する

ため、食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展、観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり、地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現、地域の強みを活かした成長産業の形成、自然共生社会・循環型社会の形成等に向けた取組を進めている。

②北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間^{注3}の維持・発展と強靱な国土づくり
北海道の価値を生み出す生産空間の定住環境を維持するため、デジタルの活用による生産空間の維持・発展、多様で豊かな地域社会の形成、北海道型地域構造を支え世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成、生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくりの取組を進めている。

2 特色ある地域・文化の振興

(1) アイヌ文化の振興等

先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向け、アイヌ文化の復興等の拠点であるウポポイ（民族共生象徴空間）について、令和6年3月に策定した「ウポポイ誘客促進戦略」に基づき、地域と連携したイベントや国内外への情報発信等の施策を実施し、自然

と共生してきたアイヌ文化に触れることを通じた理解促進を図っているほか、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）に基づき、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を推進している。



【関連リンク】
第9期北海道総合開発計画について
URL : https://www.mlit.go.jp/hkb/hkb_tk7_000112.html



【関連リンク】
ウポポイ（民族共生象徴空間）
URL : <https://ainu-upopoy.jp/>



アイヌ文化と出会う旅
URL : <https://www.youtube.com/watch?v=X18o6t6QBDk>



【関連リンク】
ウポポイ誘客促進戦略
URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/hok01_hh_000062.html

注3 主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光、脱炭素化に資する森林資源、豊富な再生可能エネルギー導入ポテンシャル、そのほか多面的・公益的機能を提供し、北海道の価値を生み出している。

Column コラム

ウポポイでアイヌ文化を体験してみませんか？ ～開業5周年を迎えて～

北海道白老町のウポポイは、博物館や公園等から構成されるアイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして、令和2年7月に開業しました。7年には、大阪・関西万博での伝統的アイヌ舞踊の披露や開業5周年記念式典の開催、アイヌの伝統芸能と歌舞伎のコラボなど多彩な取組を実施し、多くの方々にアイヌ文化に触れていただきました。



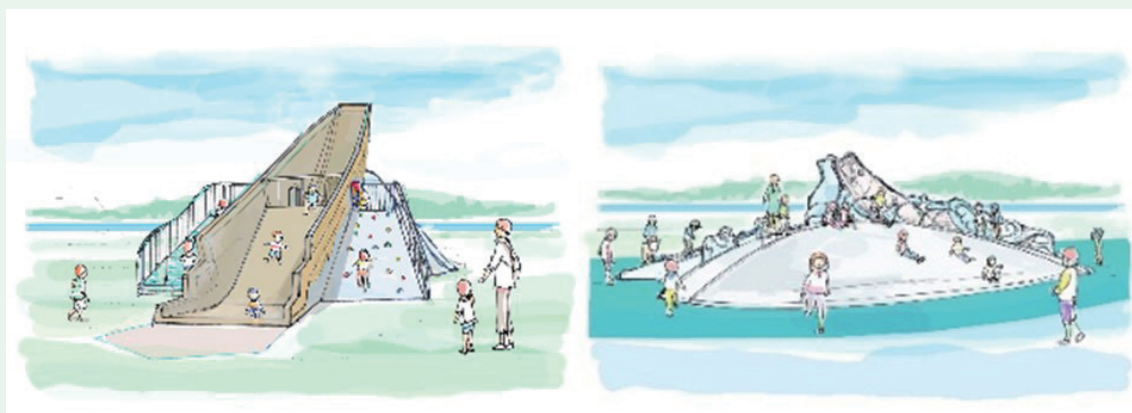
EXPO2025 大阪・関西万博において
伝統的なアイヌ舞踊を披露

ウポポイでは、弓矢体験や伝承活動が盛んな地域との連携イベント等多様なプログラムを展開しており、令和8年にはアイヌ文化を題材にした遊具の設置や、アイヌの伝統料理を楽しめる飲食店がリニューアルされる等さらにアイヌ文化を楽しく学ぶことができます。

ぜひウポポイでアイヌ文化を体験してみたいかがでしようか。



狩猟の作法や技術を学べる弓矢体験



令和8年春にオープン予定の大型遊具の完成予想図
(左側：舟をイメージしたもの、右側：サケをイメージしたもの)



【関連リンク】
国土交通省 アイヌ関連施策
URL : https://www.mlit.go.jp/hkb/hkb_fr1_000001.html



【関連リンク】
国立アイヌ民族博物館
URL : <https://nam.go.jp/>



【関連リンク】
内閣官房アイヌ総合政策室
URL : <https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/ainusuishin/index.html>

（２）北方領土隣接地域の安定振興

領土問題により望ましい地域社会の発展が阻害されている北方領土隣接地域^{注4}では「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づき、関係市町の長の意見を聴き

北海道知事が作成した「第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」の下、魅力ある地域社会の形成のために必要な施策を総合的に推進している。



【関連リンク】
北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する施策
URL : <https://www.mlit.go.jp/hkb/hoppo.html>

注4 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町（1市4町）。